

第1章 計画の中間見直しにあたって

1 中間見直しの趣旨

近年は、世帯構成の変化や、社会情勢の変化に伴うライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域住民の関係性の希薄化が進んでおり、助け合いや支え合いなど、地域社会がこれまでに果たしてきた互助機能の低下が懸念されています。このような中、既存の分野別での支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化や生活課題の多様化・複雑化がみられますが、新たなニーズへの対応や課題解決へ向け、分野横断的な支援の強化に加え「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えて、誰もが『おたがいさま』で支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

また、令和元（2019）年度末頃に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による、自殺の要因となり得る様々な問題の悪化などを背景とした、女性や小中高生の自殺者数の増加も指摘されています。経済困窮や社会的孤立などを背景とした「追い込まれた末の自殺」をなくすためにも、分野横断的な取り組みや人と人とのつながりの再構築に注力していくことが強く求められています。

泉佐野市（以下「本市」という。）では、地域における様々な福祉課題に対応するため、泉佐野市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）との協働で「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を令和3（2021）年3月に策定し、地域福祉施策の充実を図ってきました。

また、自殺対策の分野では、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、平成31（2019）年3月に「泉佐野市自殺対策推進計画」を策定し、保健・医療・福祉・教育・人権などの関係機関と連携し取り組みを進めてきました。

以上の各計画に基づき、本市の地域福祉及び自殺対策を総合的に推進してきましたが、このたび地域福祉計画・地域福祉活動計画が中間年を迎えること、自殺対策推進計画も最終年度を迎えることより、国の動向や本市の現状を踏まえつつ、包括的支援を一層強化し、地域共生社会の実現に向けて一体的に地域福祉計画に自殺対策推進計画も包含した形として見直しを行い「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「泉佐野市地域福祉計画」「泉佐野市地域福祉活動計画」の2計画より構成されています。

なお、泉佐野市地域福祉計画には「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を含んでおり、この中間見直しより「自殺対策推進計画」についても「生きることの包括的支援」として実施する取り組みが地域福祉分野と大きく関連することから、地域福祉計画に包含しています。

(1) 法的位置付け

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第 107 条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。
- 「自殺対策推進計画」は自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に規定された「市町村自殺対策計画」として、保健福祉をはじめとした関連分野との連携のもと、生きることを包括的に支援することに対して取り組む計画です。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号、以下「成年後見制度利用促進法」という。）第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止などの推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号、以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に包含しています。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係性

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

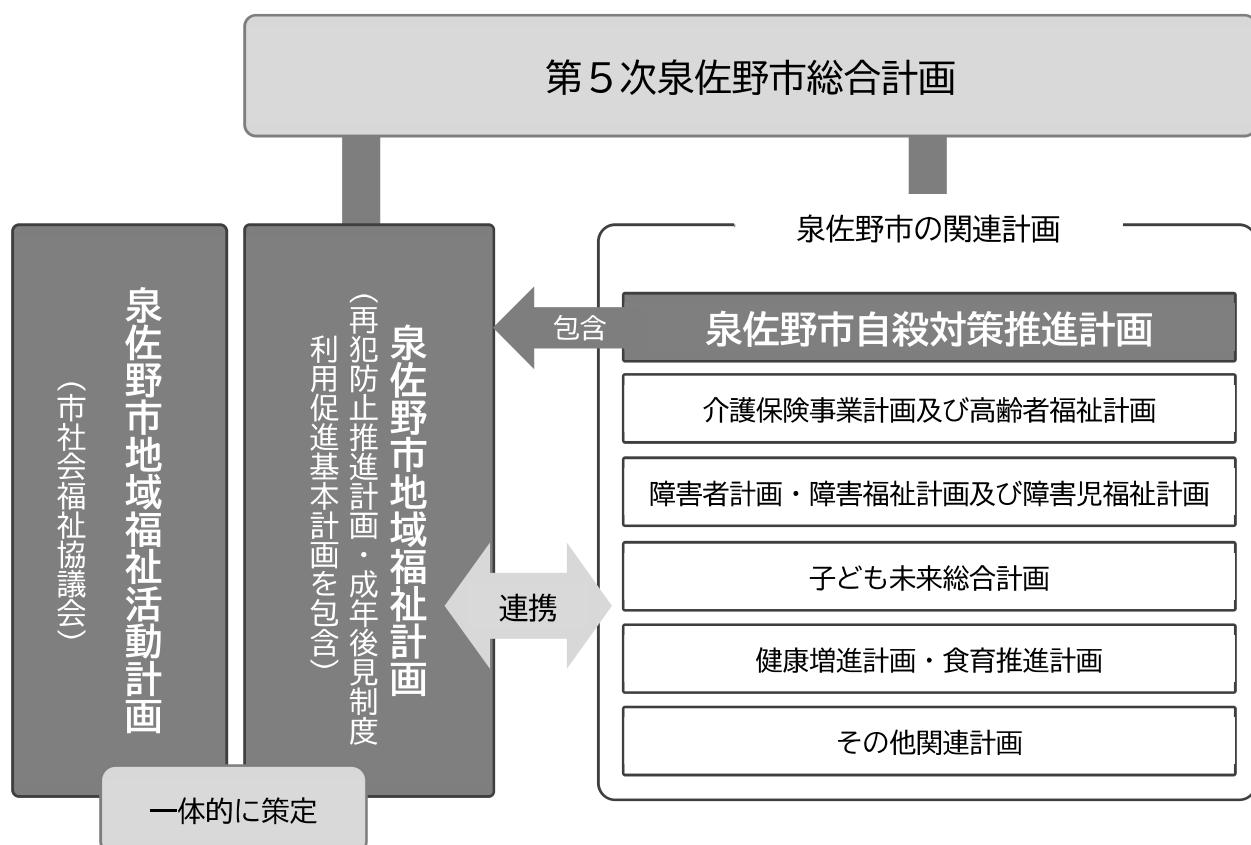
(3) 他計画との関係性

○地域福祉計画は、令和元（2019）年度に開始した本市の最上位計画である「第5次泉佐野市総合計画」に基づき、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、福祉のまちづくりについての方向を示すものです。また「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「子ども未来総合計画」「障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」「健康増進計画・食育推進計画」などの各分野の個別計画と連携し、地域福祉の観点から市民のより良い生活支援を行います。なお「地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

○地域福祉と一体的な取り組みが求められる再犯防止推進計画（再犯防止推進法第8条第1項）及び成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度利用促進法第14条第1項）については、本計画に包含するものとします。

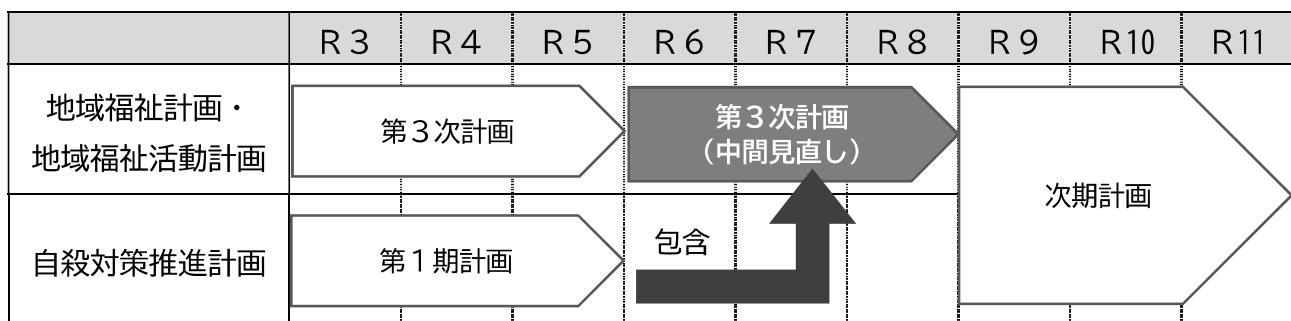
○自殺対策は、特にその予防的側面において「地域で孤立させない」という視点が重要であることから、自殺対策推進計画（自殺対策基本法第13条第2項）についても、本計画に包含するものとします。

■本計画の位置付け

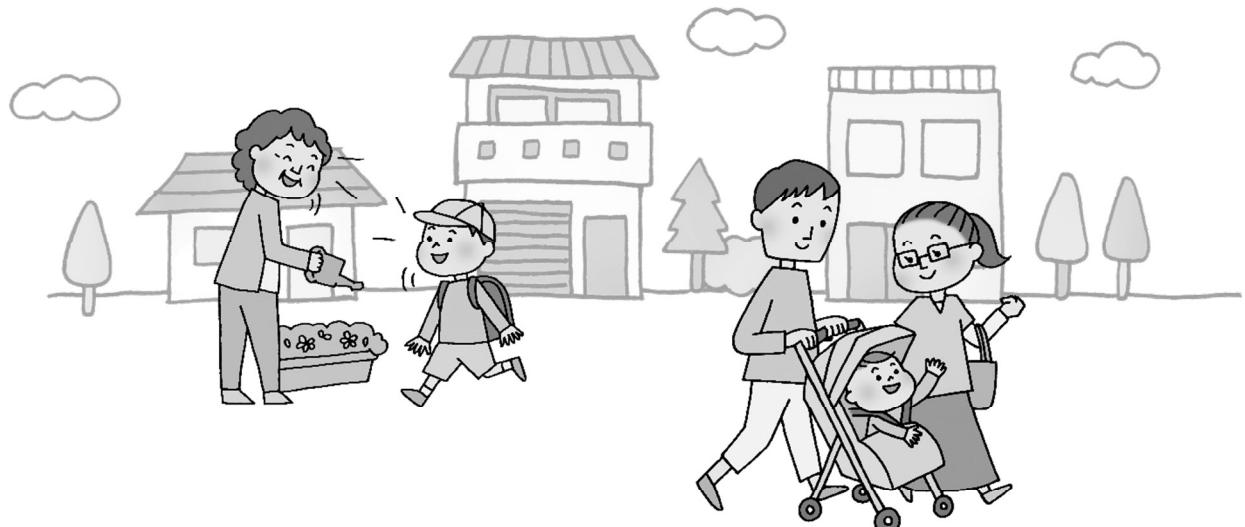


3 計画の期間

本計画の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。



※地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間ですが、令和5（2023）年度に中間見直しを行い、改訂した計画の期間を示しています。



4 中間見直しの方法

(1) 中間見直しの体制

本計画の中間見直しにあたっては、本市の附属機関である「泉佐野市地域福祉推進審議会」及び市社会福祉協議会における「泉佐野市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、さらに関係各課長級職員による「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」を設置して策定作業を進めました。

(2) アンケート調査の実施

第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画及び第1期泉佐野市自殺対策推進計画の進捗状況の評価と、計画策定の基礎資料とする目的として、18歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：満18歳以上の市民2,000人を対象に無作為抽出
- ・調査期間：令和5（2023）年8月14日（月）～8月25日（金）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法（WEB回答を併用）
- ・回収状況：配布数2,000件、有効回収数659件、有効回収率33.0%
(紙面回答：529人(80.3%)、WEB回答：130人(19.7%))

(3) ヒアリング調査の実施

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間見直しにあたり、計画の重点項目である「包括的支援体制の整備」と「地域福祉課題解決のための仕組みづくり」を進めるために、相談支援機関を対象としたヒアリング調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

- ・調査対象：市内地域型包括支援センター 5箇所
- ・調査期間：令和5（2023）年10月25日（水）～11月30日（木）
- ・調査方法：調査項目を配布～回収し、その後回答結果に基づいて面談調査
- ・調査内容：包括取り組み状況・課題
支援困難ケース対応やアウトリーチによる支援、継続的な伴走支援、社会参加支援へつながったケース、再犯防止などのケースなどにおいて、我が事丸ごと化を活かせた好事例や課題など

5 計画の推進体制

(1) 地域福祉・自殺対策の推進体制

地域福祉計画の推進には、市民、町会・自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働することが大切です。行政と社会福祉協議会の連携・協働を基礎として、多様な主体が地域福祉の推進に参画する体制づくりを進めます。また、市行政においても、福祉分野の担当部局以外の様々な領域との連携・協働によって地域福祉に取り組む体制づくりを進めます。住民主体の活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会については、行政との連携の強化や支援の充実により、活動基盤の強化を図ります。

また、自殺対策についても、地域福祉の推進に参画する主体に加え、保健・医療・福祉・教育・人権などの関係各団体、行政機関などとの情報共有を進め、計画推進に対する理解と協力を求めながら協働推進体制を構築します。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行うための機関として「泉佐野市地域福祉推進審議会」を原則年1回以上開催し、進捗管理・評価を行うことで、本計画に基づく施策について実効性を持って推進していくものとします。これに併せて、市の関係各課で構成する「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」においても、審議会と同様に本計画の進捗管理と評価を行います。また「泉佐野市総合福祉審議会」により、本市の総合的な福祉行政のあり方について検討し、その結果を本計画の推進にも反映するものとします。

(3) 計画の普及啓発

本計画に基づく取り組みを効果的に推進するためには、その担い手である市民、社会福祉協議会、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、行政が共通の理解・認識を持つことが大切です。市の広報誌やホームページ、市社会福祉協議会の広報紙「泉佐野市社協だより」やホームページを活用し、本計画の普及とその取り組みの周知に努めます。また、地域福祉や自殺対策についての市役所庁内における関係各課との連携についても「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」を中心として、職員の理解と協働の促進を図ります。

各地区においては、住民座談会「地域の暮らしを話す会」を毎年度開催し、本計画の普及を図ると同時に、提起された課題を本計画の推進や見直し時に反映するものとします。

(4) 自助・互助・共助・公助の考え方

誰もが排除されることなくとも生きる地域づくりに向け、解決すべき課題が多様化・複雑化する中、行政による公的な施策だけでは十分な対応は困難です。本計画は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）の役割分担と相互の連携によって取り組んでいくことを基本的な考え方としています。



自 助

- 自分や家族で主体的に解決を図ります。
- 自分の努力のみで解決できない課題などについて、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めます。
- 介護保険などの保険が適用されない民間のサービスを、お金を払って利用することも自助です。

連携



互 助

- 近隣の住民同士や地域で活動する組織・団体などによる自主的な支え合い・助け合いで、課題の解決を図ります。
 - ・隣近所、友人などによる助け合い
 - ・町会・自治会・コミュニティの活動
 - ・ボランティア活動
 - ・当事者団体の取り組みなど
- 地域福祉においては中心的な取り組みになります。



共 助

- 介護サービスや医療、年金などのように、保険料などを納付することにより、必要になった場合に対価としてサービスや年金の支給を受けます。
- 国民全体で支え合う、制度化された相互扶助。

組み合わせ



公 助

- 行政や公的機関が提供するサービスや支援。自助や共助で解決できない大きな生活課題に対応して、地域福祉を推進するための社会全体の基盤づくりを行います。
 - ・行政による施策
 - ・行政による福祉事業
 - ・生活保護など